

156-参-総務委員会-11号 平成15年04月17日

※日本郵政公社法の一部を改正する法律案について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

日本郵政公社法の一部を改正する法律案に関連いたしまして、総務大臣並びに郵政公社総裁に御質問申し上げたいと存じます。

まず、最初に大臣にお伺いしたいと思うんですが、今回の法改正の内容は、公社法の第四十一条に二つ追加するというところでございますけれども、このようなポイントは既に昨年の七月時点で想定されたことであつたのではないかと思うわけでございます。何ゆえ法制定時に盛り込まれなかったのか、こういうことについて御見解をお示しいただきたいと思ひます。

○国務大臣（片山虎之助君） 言われるとおりなんですよね。事務方も気が付いておつたんですが、ここまで検討が進まなかつたんですね、万般が忙しかつたもので。私も言つたんですよ、このくらいのこと、入れておけば本当に先生方にこれだけ時間を割いていただかなくても、こういうことなんです、大変忙しかつたということと、これをやってもいいのかなというやっぱり慎重なあれですね、公社スタートのときに。

だけれども、実際検討してみると要るんですよ、今回の改正点は。

そこで、慎重であつたんですが、今回は生田総裁の下でこういう改正をして資金運用の幅を広げようと、多様化をしようと。それがいろんな意味で効率化にもつながりますしね。国民の皆さんからお預かりした金ですから。そういう意味で今回の改正をお願いいたした次第でございまして、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○辻泰弘君 昨年七月の準備預金制度に関する法律の改正、公社法との連動だつたと思ひますけれども、その改正の中で、郵政公社は政令指定があれば準備預金制度の対象となり得るということになつたわけでございますけれども、現在のところは政令指定はないわけでございます。しかし、政令指定されていないにもかかわらず、ある意味であえて日銀と契約をされて準備預金に相当する掛金を積むということにされたわけですが、このことの理由を御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人（野村卓君） もう先生御案内のように、準備預金制度を改正いたしまして公社も政令指定できるような体制になつたわけでございますけれども、今回、政令指定しなかつたわけといたしましては、公社につきましては公社の資金運用面において一定の制

約が課されていると、そういったことを総合的に勘案いたしまして政令指定しなかったということでございます。

一方、公社につきましては今回、今までは国の預託金口座に入ったわけでございますけれども、今回、日銀の当座預金口座を使うことになりました。その関係上、日銀が現在当座預金口座を使いまして金融調整をやってございます。そういったことでございますので、当座預金口座を入りましたという関係上、公社が保有する日銀当座預金口座につきましても一定額以上の預け金を保有させるという形で金融調節に協力しようと、そういう趣旨でございます。

○辻泰弘君 今、御説明あったような経緯になっているわけですがけれども、ここで公社の方にお伺いしたいと思うんですけれども、今のような中で日銀が金融調節の指標とする当座預金の残高の対象に郵政公社が入ったと。今の御説明のとおりですがけれども、このことによって郵政公社は日銀の量的金融政策の枠組みの中にあると理解していいのかどうか、公社の御見解をお伺いしたいと思います。

○参考人（團宏明君） お答えいたします。

今、御説明ありましたように、公社以前は国の機関でございますので自動的に政府預金口座しか保有できないということでしたが、四月一日から、今お話のありましたような趣旨で日銀に当座預金口座を開設したところでございます。そこで、これは全体的な日銀の金融調節のスキームに入りますので、事前に十分協議をいたしまして、現在のところも日銀の当座預金残高の見込み値を事前に提供するとか、それから当座預金の残高が安定的になるように配慮するというようなことをコミュニケーションを図りながら協力しているというところでございます。さらに、いろんな協議をしながら全体的な調整に協力してまいりたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 こだわるわけじゃないんですけれども、ある意味では、大きい意味ではその中に入っていると、こういう理解でいいですか。

○参考人（團宏明君） 委員御指摘のとおりでございます。

○辻泰弘君 一つそれに関連して確認しておきたいんですけれども、日銀が行うオペレーションの場合、対象機関が決まっているわけですがけれども、公社は、けたは大きいわけですが、そのオペレーション対象機関に手を挙げるという意思はありますでしょうか。

○参考人（團宏明君） ただいま申しましたように、全体的な金融調節には公社の立場からも協力していくということでございます。

今、御指摘のオペレーション、いわゆる公開市場操作のオペレーションの関係でございますけれども、日銀は、この当座預金残高をターゲットとしまして、主として買いオペという格好でのオペレーションをやっております。そこで、これにつきましては、現在、希望するものが参加するという形になっておりまして、それに参加するかどうかということの御質問だと思います。

今、多少性格が違いますのは、現在の量的緩和の政策の下でございますので、主として日銀のオペレーションは市中に資金を供給するというオペレーションでございます。一方、現在の公社の資金状況からしますと、むしろ資金の出し手となっております、出入りがマッチしないということもございます。したがって、そういう現時点での必然性がないということで参加していないわけでございますけれども、これは元々参加すべきじゃないという考え方を持っているわけではございません。

したがって、今後の金融情勢にもよりますし、それからいろんな準備、準備もございますけれども、いろんな状況を検討しながら、また日銀ともコミュニケーションを図りながら、この参加に当たってもいろんなことを考慮してまいりたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 郵貯のいわゆる預入限度額、預け入れ限度額のことについてちょっとお聞きしたいと思うんです。

そもそも明治の初年に貯蓄奨励から出発した郵便貯金だと思うし、私自身、それは価値も私なりに評価しているわけでございますけれども、ただやはり基本の精神は庶民の貯蓄奨励と申しますか、先ほど総裁のお言葉にとらの子のお金を安全にというお話がございました、そういう精神、私も思いますけれども、ただ、それが昭和六十三年まではかつてのマル優、特別マル優、いわゆる少額貯蓄非課税制度、少額公債非課税制度と同列、三百、三百、三百という時代がございました。そういう意味からいうと、そのころはやはり三百が少額だという位置付けだったと思うわけでございます。

ただ、それが一九八八年に五百万に上げられて、一年八か月たって七百万に上げられて、一年十一か月たって一千万になっているということで、実はこの三年八か月の間に三百万から一千万に上がったということになるわけでございます。

このことは、私はやはり、民業圧迫という議論があるわけですが、私は公社の公と申しますか、公の性格として、あるいはかつては国だったわけですが、やはり庶民の貯蓄を安全に守ると申すことは公的使命としてあり得ると思うんですが、それが余りに大きくなるとやはりその使命を逸脱してしまっているんじゃないかというふうに思うわけでございます。

率直に言いますと、私自身の考え方は、今で言ったら五百万ぐらいかなというふうにも思うわけです。それが一千万になっていることがやはり今後とも続くと、このことはやはり民業圧迫の議論をずっとその後も引きずることがあるんじゃないかと私は思うわけです。

あるいは、逆に言えば、それがゆえに分割しなさいとかいうことになってくるんじゃないか、イコールフットイングしなさいということになるんじゃないかと、こういうふうに思うわけですね。

その点で、まず大臣に、経緯は政治的などころから来ているわけですから大臣に、まず一千万になっていることについてどのように見ておられるか。まあ多過ぎないかということですね。

○国務大臣（片山虎之助君） これは、例の総理直属の郵政事業懇談会でも大変な議論になりまして、そこで私は言ったんですよ。郵便貯金というのは、これは国民のというか庶民のセーフティーネットだと、ですよ、は絶対大丈夫だと、こういう預け入れ先がどこかで要るんだと、ユニバーサルサービスということをお我々よく言いますけれども、そういうことを申し上げたんですよ。

今の状況なら、やっぱりこれから後の生活保障というのを考えると、やっぱり貯金の目標額も一千万以上ですよ、みんな、お年寄りを含めて。そういうことからいって、私は、ぱぱっとなるほど一千万になったという、辻委員が言われるのはそのとおりのんだけど、よくぞその間に一千万にしてくれたと。後は止まっているんですから。本当は、定額貯金の満期になってだあっと流出するときは、今まではこの預け入れ限度額上げていったんですよ。それをもうやめているわけですね。

一千万が丸い数字だし、それから預金保険機構のペイオフの関係でも一千万だし、私はこの辺が適当じゃないかと、こういうふうに思いますし、現に定額貯金がこの二、三年で二百六十兆ぐらいあったのが、六十兆超えておるものが今二百四十兆を切って二百三十兆になって、事務方の推計だと二百兆になるというんですね、間もなく。

そういうことからいいますと、シェアも二割を切ってきますし、私はやっぱりこういうセーフティーネットがあることが、元々金融の資金の流れを阻害しているという意見があるんだけど、郵便貯金に来るような金はリスクを嫌う金なんですよ。リスクを取らないからけしからぬと。リスクを取らない金があってもいいんですよ、大きな金融市場の中では。

そういう意味で、私は一千万が適当だと。辻委員とかなり意見が合うんですけど、この点はちょっと五百万じゃいかかかなと、こういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○辻泰弘君 総裁も。

○委員長（山崎力君） 総裁ですか。

○辻泰弘君 ええ、総裁にお願いします。

○参考人（生田正治君）　今もう片山大臣が非常にクリアに御答弁になったので加えることは余りないんですが、私もこういう立場になったときに、なぜ一千万かなというのは自分で随分疑問に思いまして自問自答してみました。今の感覚は、今、大臣おっしゃったのにほとんど同じなんですけど、簡易で確実な貯蓄手段というふうに考えたときにどの辺かなという、これはもう科学的に証明し得る額というのはないですけども、感覚的に言えばやっぱり一千万というのは妥当性があるのかなという感じがしますのと、老後の生活などを考えた、何といいますか金銭感覚、そういったものも考えると、民間の金融機関とのバランスも含めて一千万ぐらいがいい。特に、今みたいに民間金融機関やなんか、生命保険なんかは二十一世紀型の経営モデルを求めて非常に御苦労していらっしゃるときに、全国の皆様に額は小さいけれども安心を持っていただくという意味で妥当な線だろうというふうに考えております。

○辻泰弘君　大臣はどうも目標を、目標をカバーするというふうにおっしゃったわけですけども、ある意味では、その目標を郵貯ですべてカバーしなきゃいかぬのかということはあるかと思うんですね。

ただ、このこと自体を議論するわけじゃありませんけれども、そのことについては、やはり一千万ということを経々に上げていくということはないようにするということが、やはり民業圧迫という議論にもやはりつながると思いますので、その点を申し上げておきたいと思います。

そこで、根本の問題をお聞きしたいと思うんです。

総裁にお伺いしたいと思うんですけども、総理がかねてから公社は民営化の準備期間だと、公社が民営化の一里塚だとおっしゃっていたわけですけども、この件に関連して、先般、発足の日でしたか、総裁としては将来の民営化は全く考えていないということが報ぜられたわけですけども、この点について簡潔に御見解をお示しいただきたいと思います。

○参考人（生田正治君）　総理の御意見も含めいろんな御意見があるのはメディアで承知しております。

ただ、私は今、公社の中に入った経営の当事者でございますし、今、公社はまだスタートして二週間。我々の使命というものは、もうどうやって立派な健全ないい公社を作るかと、それで全国の皆さんにも喜んでいただけるようにするかということで目一杯ございまして、頭の全面積がそういういい公社作りに使われているということでございます。それがまた私どもの使命だと思っております。

また、将来どうするかというのは、中の人間が考えることではなくて、政治レベルその他、各界の国民的な論議を深めて、必要があればお考えいただくことだろうと、こう認識

しております。

○辻泰弘君 公社は法律に基づきまして法人課税が非課税であると、それからまた固定資産税二分の一とされているという、公社の正に公的性格を持っているがゆえにそういうふうになっているわけですけれども、やはりそうである限り、先ほど申し上げました民業圧迫という部分はやはり慎むべしというふうな精神でやっていっていただくことが必要だと思うわけですが。

これに関しまして総裁は、四月三日でございましたか、衆議院の委員会の方でも参考人で出席をされておまして、その中で、何が民業圧迫かという定義がない、ただ、書いていなくてもきちっとわきまえてやっていくんだと、こういうふうにおっしゃっているわけです。そのことを、繰り返しになるかもしれませんが、総裁として、民業圧迫、それで、先般、民業圧迫をする、否定をされたという報道もあったと思うんですけれども、いずれにいたしましても、民業圧迫をしないようにどういう一線を引いていくのかと、このことについて教えていただきたいと思います。

○参考人（生田正治君） 今おっしゃったように、民業圧迫のきちんとした定義ないしは法的な要件というのではないわけで、これは常識と良識で判断していくべきものだろうと私は認識しております。

歴史的には、かなり郵貯も簡保も、民業、官業すみ分けといたしますか、役割分担していたわけですね。民業の方は資本の論理ですから、大口で法人がよくて集中型がいいから都市型が多いと。その積み残した小口で個人で散らばっているから地方、こういったものを中心に郵政事業はカバーしてきたと。こういうかなりすみ分けがあったことは事実でありますし、その形は今も基本的には残っておりますね。例えば、生命保険だけ例に取りますと、過疎地における店舗の数というのは、全体を一〇〇にすると、全生命保険会社の機関を合わせて一〇%弱でして、郵便の方が九〇%強あるというようなことで今も残っているので、かなりのすみ分けは進んでおると思います。

したがいまして、今後とも、預け入れ限度がちゃんと決まっているからいいじゃないかとかいろんな御意見ありますけれども、経営サイドとしては、良識と、経営者の良識と常識を持ちまして不当な圧迫にならないように十分注意していきたいと。

ただし、その場合、忘れてならないのは、やっぱり地域社会にいらっしゃるお客様の皆様方の立場、利便性、こういうものを忘れて官だ民だという議論は私は余りよくないんじゃないかと思うので、必ずそこに住んでいらっしゃる皆様方の利便性、生活のインフラがきちっと守られている前提でこの問題は今後とも考えていきたいと、かように思っております。

○辻泰弘君 定義がないというのは正にそうなんですけれども、しかし私は、ある意味で

は、公社法というのができて、そういう中で業務が決まっているということであるならば、やはり私は、公社法の十九条でしたですか、その業務が決まっておりますけれども、その範囲を基本としてまず守るといふ、そこから出発する、そのこと、それを越えることについてはやはり民業圧迫になるかもしれないというふうにして掛かるべきだと、そのスタンス、基本的に、スタンスであるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか、総裁。

○参考人（生田正治君） おっしゃるとおりだと思います。

公社法その他関連法規は十分認識した上で、そのフレームワークの中でやるということに加えて、経営者の良識と常識で社会通念に照らして不当なる圧迫にならないように十分注意してやっていくことは当然だと認識しております。

○辻泰弘君 今日の新聞報道でも、昨日、総裁が投資、投資信託の販売意欲という、会見でおっしゃったというのがございました。あるいは、総理にそういうこともあるよとおっしゃったというような流れだったと思うんですけども、そのことに関連するんですが、このこと自体はその業務の対象に多分なっていないだろうと思うんですね。すなわち、法改正が必要だと思うわけがございます。そうすると、そのことをおっしゃっている意味は、その法改正を経た上でやることができるよということをおっしゃっているということになるのでしょうか。

○参考人（生田正治君） それは、実は昨日の記者会見以前から、あちこちから郵貯、簡保のお金で株式の買い出動したらどうかというのが、いろいろお話が出てまいるものですから、私の回答として、なるほど持っている額は大きいけれども、巨額だけれども、元をたどれば個人の、全国のお客様のとらの子の小口の大変貴重なお金の中からやはり余りリスクを踏んだことはできないと、したがって、そういうところに、市場に出ていくというのは難しいと思うと。

何かできないのかという質問に対して、例えばと。法律改正を必要とするけれども、間接的に、例えば投資信託みたいなものをよそから、ほかの民業が売っているやつを委託、受けまして、小口にできれば新しい商品を開発していただいて郵便局を通じて売ると。それで、そのお金がお客様の御自身の少額のリスクで市場に出ていくというふうなお手伝いはできるかも分かりませんねと。

ただし、これはまだ公社で議論もしていないし、法律的にはできないということは認識しているので、勉強を始めた、そういう考え方もあるということをお申し述べているんだということを話したのが新聞にちらほら出ているわけなんです。

考え方としては、私は正にそのとおり考えております。そういうことで市場にお金が出るお役に立つことがもしできればいいなと、もし必要になればまた先生方の国会のいろんな御配慮もいただければ有り難いと考えております。

○辻泰弘君 元々の議論は株価対策的などころから出発して郵貯の運用を株に運用するという事は、それはできない、それはリスクがあるからできないから、しからば郵便局に来る人のリスクでもって買ってもらうということにお役に立つかもしれないよと、こういう話だろうと思うんですね。それ自体は分からなくはないんですけども、しかし、それも実は法改正を経て業務拡大あるいは業容拡大ということになるわけですね。

ですから、昨年、法律ができて、今回、改正案もして、また改正するという事で、何かその場その場でどんどんこの業容、業務拡大、業容拡大というか、そういうことをしていくというのは、ちょっと私は、発足に当たってもう少しやはり最初の部分というのは、もちろん不合理であれば直せばいいし、時代の流れに的確に対応することは必要だと思うんですが、何かその辺どうも、やはりしっかりと基本を踏まえてやっていくということは大事だと思うんです。

もちろん、これが必要であればやられたらいいと思いますけれども、その辺がちょっと便宜的な気がいたしましてですね。ですから、やはり基本で決めた、公社法で決めた、それでコールのやつが今度入るわけですけども、やはり根本の業務のところを、枠があるわけですから、それは税法上、税法上も非課税あるいは二分の一ということで優遇されているというのは公社的な公と、公たる性格があるからそうなっているわけですから、安易にその業務を拡大するという事は、それはやっぱり正に民業圧迫につながると思うんですね。

でも、もしそれをやるというのなら、またその優遇をなくせばいいわけです。それはそれでいい、議論として成り立つんだと思うんですけども、やはり公社としての枠があるというか、それが公的に必要だからそういうふうになっているわけですから、そういう意味合いにおいては、軽々に法改正をして拡大していくということはちょっと私は慎むべきではないかと、このこと自体悪いと言っているんじゃないけれども、その点はいかがですか。

○参考人（生田正治君） 実は業容を、公社の立場で公社のエゴで業容を拡大するためという発想は全くないんです。ただ、何とか市場を助けろといういろんな御意見を各界から聞くものですから、何か考えろと言われれば、そういう方法はありますねということも申し上げたわけで、これは法律上の問題があることは当然知っております。

これは、別に法律を今すぐ変えていただきたいとか、そんな差し迫ったつもりで申し上げているわけじゃないし、法律上の問題に加えて、これがまた民業の関係でどうなのかという関連している業界の御意見も聞かなきゃならないから、そんなに簡単な問題じゃないと認識しております。

したがって、常に表現としては、そういう考えも成り立つので、勉強してみたいというふうに申し上げておるので、勉強はさせていただいてもいいんじゃないのかな、先生にもお許しいただけるんじゃないかなと、こう思っているんですが、いかがでしょうか。



○辻泰弘君 公社の公的たる性格をやはり十分御認識していただいていることと存じますけれども、より一層認識していただいて、ある意味では株価対策的なものに公社がお付き合いをすることないんじゃないかということだろうと思うんですね。余り、リップサービスと言うと悪いですけども、それが法改正を伴うようなことであるならば、そういうことは言及されなくていいんじゃないかということをお願いしておきたいと思うんです。

さて次に、もう一つ聞いておきたいんですけども、最近出た郵政のもので、郵便局の余裕スペースの試行的貸付けの開始についてということで、先ほど総裁が三番目におっしゃったやつだろうと思いますね。郵便局の空いているスペースにコンビニを入れるとか花屋さんを入れるとか、こういうことなわけでございます。郵便局の空きスペースをコンビニ、花屋さんなどに貸し出して併設の形で事業を行うと、こういう方針をこの間出されたわけですけども、これも公社法の十九条に定められた業務に入っていないと思うんですね。これ、入っていないと私は理解しておるんですけども。あるいは四十七条の貸付けの項目があるんですけども、それだったら総務大臣の認可が要るんですけども、認可は多分されていないと思うんです。この業務自体悪いというわけではないんですけども、何かやっぱり元々の業務から超えてしまっているんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○参考人（生田正治君） 法律の枠を超えてやる気はありませんで、超えたやつは今のところも出ていないと思います。業として何か不動産的なことをやるとかそういうことは何ら計画していないわけではありますが、たまたま空いているスペースをリースして、リースして使ってもらって民業にお役に立つのなら、それは使っていただこうと。こういう発想のやつが、例えば北海道の花屋さんとか、場所は忘れましたがコーヒーショップとかというようなことで出ているわけで、すべては法律の枠内、法律を十分遵守しながら進めているということと、これは民業圧迫じゃなくて民業自身に入っただいて、我々自身がやるわけじゃないんですから、民業に入っただいて、むしろ民業を、何と申しますか、活性化していくのに力をおかしますと、こういう考え方でやっているつもりであります。

○辻泰弘君 その貸し付けられた相手先が所有して、借りている対象面積、これについても固定資産税が二分の一であるということであるならば合理的でないと思うんですね。この点はどうなるのでしょうか。

○国務大臣（片山虎之助君） 貸すのは、業として不動産業をやっちゃいかぬと、こうなっていますよね、法律上。ただ、貸すのはいいですよ。それは、だから、貸す場合にはこうしろというのは書いてあるでしょう。それで、貸した場合には固定資産税は払ってもらいましょうよ。

それで、民業圧迫じゃないんですね。今言ったように、入ってもらうのは民業だし、民がないから、場所を貸すからどうぞと、こう言っているんですから。私はもう大いにやれやれという論者の者でね、辻委員。空いているスペースがあったら、もう今のJRを見てくださいよ、もう本当に有効に使っていますよね、空きスペースを。だから、私は使ったらいいと思いますよ。去年、北京に行きましたら、北京の郵便局で文房具や本を売っているんですよ、郵便局の中で。それで結構人が入っているんですよ、中国ですけどもね。

だから、そういうことを含めて、民業圧迫という議論が出てくるようじゃ困りますけれども、やっぱり空きスペースをうまく使うということはいいいんじゃないでしょうか。

それで、三百平米を超えると総務大臣の認可が要るんですよ。それ以下ならどうぞと、こういうことになっていますので、今の法制上は。

○辻泰弘君 まず、JRは民間ですけども、郵便局は公社ということで少し違うんだろうと思うんですけどもね。

それから、これは、三百というのは、実は私、事前に聞いたときには聞いていませんでした。そういうルールがあるならいいんですけども、私は今、ルールがあるべきじゃないかと、こういうことを申し上げているんです。だから、その一つのルールを持ってやるというのは、それはいいと思っています。

時間もなくなってまいりましたけれども、公社の中のこれからの人の問題と申しますか、労働条件等の問題についてちょっとお聞きしておきたいと思うんです。

先般、新聞にも出たわけですけども、サービス残業で未払賃金を払われたという、これは三月までのことでございましたけれども、これの関連で、やはり今から競争、効率の論理と申しますか、成果主義をある程度やっていこうという意向をされているわけでございますけれども、やはりそういう論理が支配する中でも労働条件には十分配慮せにゃいかぬだろうし、労働基準法など当然ルールを守るべしと、このように思うわけでございます。

この点について御見解をお伺いしたいことと、やはり四月の三日のときにも言及があったかと思えますけれども、労使関係をやはり大事にするということが、大切にしていただくということが大事だと思うんです。この点について総裁の御見解を教えてくださいたいと思います。

○参考人（生田正治君） 今の御指摘のやつは、近畿支社で郵政局時代にあった、本当はあってはいけない事件だったと思うんですが、これは今解消させていると。今般の事案を教訓として、労働基準法等関連法規を確実に守るということは今のところ全員に徹底しつつあるというところであります。公社の中にもガバナンス・コンプライアンス委員会というのを作りまして、これが十分こういうことは監視していくと、こうなっております。

それから、労使の関係については、非常に組合もいい公社を作ろうという理念については我々と同じように燃えてくれておりますので、何と申しますか、目指すところは同じで

あるというふうに私認識しております。したがって、労使の間というものをパートナーと考えて、極力よく話し合っ、話し合いの中でいい会社を作るのに持ち場持ち場で協力し合っていくと、ただし、それは理解づくでやっていくと、こういうつもりでおります。

○辻泰弘君 最後の一問聞きますけれども、現在、郵貯資金による財投の直接引受けが行われているわけですが、二〇〇八年度以降の財投債の買入れは直接引受けでなくて市場からの購入になるというふうに理解していいでしょうか。

○政府参考人（野村卓君） 二〇〇一年度からの財投改革によりまして、郵便貯金資金については、御案内のように資金運用部の全額預託義務が廃止されまして、市場運用を基本とするということになったところがございます。しかしながら、財政融資資金の既往貸付けの継続とか市場への影響、こういったことに配慮する観点から、経過措置といたしまして、二〇〇一年度から七年間に限りまして、財政融資資金への預託金の払戻金の一部につきましては市場外で財投債を、引受けをやっているというものがございます。本件はあくまでも激変緩和の経過措置として行っているものでございますので、経過措置期間が終了する二〇〇八年度、平成二十年度以降につきましては、財投債についても市場を通じて購入をすることになると考えているところでございます。

○辻泰弘君 私は、四月から公社が発足して、やはり公社の新たな門出を祝福し、拍手して見守りたいと、こういう思いなんですけれども、やはり新しい門出であればこそ、心すべきこともあると、このような思いで御質問した次第でございます。

以上で質問を終わらせていただきます。